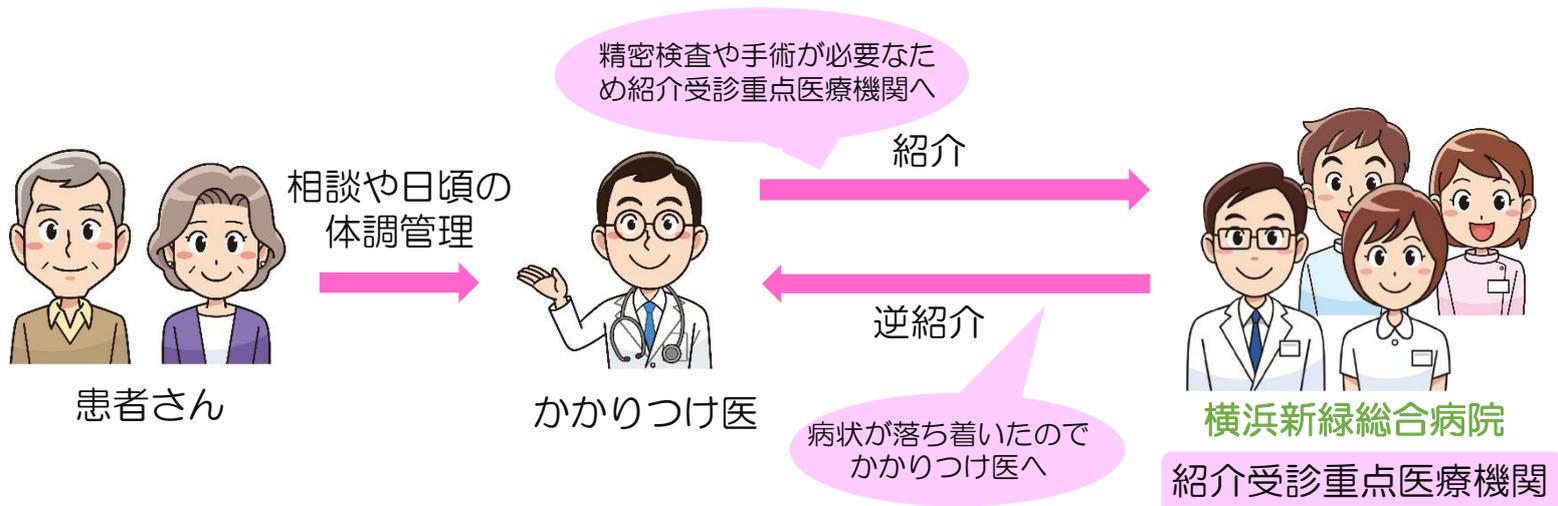


令和7年4月1日に

紹介受診重点医療機関

として公表されました

紹介受診重点医療機関の役割



紹介状を持参いただくメリット

- 1 医師が患者さんの症状を迅速に把握することができます
- 2 「医療機関同士の役割分担」で患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになります
- 3 「選定療養費」がかかりません

紹介受診重点医療機関とは？

かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関です。紹介状の有無にかかわらず受診は可能ですが、紹介状がない場合は「選定療養費」が必要となります。

令和7年7月1日より

選定療養費 がかかります

今年度より、当院は紹介受診重点医療機関として選出されました。かかりつけ医から紹介された患者さんに、より専門的な治療・検査を提供する医療機関として、都道府県が指定する制度です。本制度の主旨に則り、令和7年7月1日より紹介状なしで受診する場合は、初診時・再診時に選定療養費が必要となります。金額は以下の通りとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

選定療養費(令和7年7月1日より)

初診時 初診時に紹介状を持たない場合	7,700円
再診時 他の医療機関へ紹介した後、患者さん希望で同一科に継続受診された場合	3,300円

※同一日に、複数科受診し上記に該当される場合は、それぞれの科ごとにご負担頂きます。

ただし、以下の患者さんについては対象外となります。

- ・救急で受診される方
- ・公費負担医療を受給している方
- ・特定健診、がん検診等の結果、精密検査受診される方
- ・当院で受けたドックや健診にて要精密の指示がある方
- ・労災（公災）で初診の方

